

10万円給付金 DV 被害者が受け取れる手続き が政府から公表されたので、わかりやすい例で考えてみました。

NPO 法人全国女性シェルターネット

例：Aさんと子ども2人はDVで避難し、今、仙台市に住んでいるが、住民票は世帯主である夫が住む札幌市にある。

4月28日に仙台市の区役所の給付金担当のところに、Aさんが相談に行き、「申出書」を書いて出す。

（「申出書」の書類の様式は総務省ホームページでも、区役所でも、婦人相談所でも手に入る。）
これから総務省HPに掲載する。内閣府HPにも今後掲載予定。

仙台市の区役所の担当者は、その時、Aさんに確認する。

「これのどれかに該当しますか？」

①DV法の保護命令を受けていますか？（保護命令の謄本または正本を見せて下さい）

②婦人相談所から「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」または
配暴センターや市町村のDV相談窓口で出した「証明書」、または
「特別定額給付金用配偶者暴力被害申出受理確認書」をもらってきましたか？

前にDV相談証明を受け取ったことがある人は、婦人相談所や配暴センター、市区のDV相談窓口で、本人確認書類があれば、もう一度面談などをする必要はなく、婦人相談所や配暴センター、市区町村のDV相談窓口、福祉事務所などで、「確認書」がもらえます。（前に証明書を受け取ったところと同一であれば、再度、証明書の発行も可能。）

もし、婦人相談所や配暴センターなどで今までは、証明書をもってない人でも、2019年4月より後に避難した人で、民間シェルターでの支援を受けている人も、民間シェルターが出す証明書や、本当に仙台市に住んでいることが確認できる電気ガス水道の請求書などを見せれば、市町村のDV相談窓口などで、「確認書」を出してくれるので、先に「確認書」を受け取ってから、給付金の担当の窓口の方に来て下さい。

③4月28日以降に仙台市に住民票を移して、その閲覧制限等の「支援措置」を受けていますか？

①②③のどれかを職員が確認できれば、職員は、申出者リストにそのAさんと子どもの名前を載せる。

そして

仙台市役所から

↓

宮城県庁

↓

北海道庁へと連絡が回され、「札幌市ではAさんと子ども2人分は振り込まない。仙台市で受け取る」という処理がされる。

北海道庁は、札幌市に「妻子は仙台で受け取る」と知られないように処理する。

*4月30日を過ぎてからでも「申出書」は出せるが、行政としては、まずは4月30日までに情報を集めて連絡をしたい。

5月になって、給付金支給申請の受付が始まったら

Aさんは仙台市の区役所に行って支給申請すれば、Aさんと子どもたち2人計30万円が受け取れる。

逆に、1年以上前に避難して、住民票は札幌市のままの人は、この条件に合わないので、むしろ、住民票を移して、閲覧制限の支援措置をかけるか、または住民票の「世帯分離」の手続を行う必要があります。(4月27日までに！)

なお、21日に通知が出て、住民基本台帳閲覧制限の申請は、窓口に行かなくても郵送でOKになりました。

この給付金10万円は、生活保護受給世帯の「収入にはみなされない」と報道されています。申請書は、多言語に翻訳される予定だそうです。